

◆工事発注の見通しに係る追加情報の掲示について(お知らせ)

令和7年度工事発注の見通し(令和7年7月15日:2回目の公表)に掲載しました下記工事の追加情報について、お知らせいたします。

【公表番号:9】 【工事名称】： R07百草13号棟他8棟外壁修繕その他工事

【追加情報】 ※追加情報として掲載する内容は、**実際の発注内容と異なる場合がある**ことをご承知おください。

主な追加情報項目		入札・契約 及び 参加資格要件等の内容		工事概要・留意事項 等
◆工事名称 及び 工事概要	契約予定工事	R07百草団地13号棟他8棟外壁修繕その他工事		外壁修繕その他工事
◆工事種別	発注標準(規模)	保全建築		
◆工事発注金額規模	金額規模	3億5000万円以上5億円未満		
◆入札・契約の方法	入札方法	詳細条件審査型 一般競争入札 (電子入札)		※低入札対応(入札参加制限、技術者追加配置) :適用工事 ※4週8閉所:適用工事
	総合評価方式の適用	総合評価方式:施工技術確認型タイプA'(施工能力評価型)		
	余裕期間制度の適用	余裕期間制度(任意着手方式)適用工事(70日)		
◆入札・契約の時期	揭示日	令和7年10月23日(予定)		
	競争参加資格確認 申請書等の提出期限	令和7年11月7日(予定)		
	入札(開札)時期	令和7年12月17日(予定)		
	契約予定期間	令和7年12月下旬 ~ 令和8年7月中旬		
◆参加資格要件	会社要件	下記、要件を実績として有すること		※平成27年4月1日以降の元請けとしての実績
	要件	機構東日本地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、「保全建築」の業者登録の認定を受けていること。 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、「建築一式工事」の建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること。 または、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成27年度以降に機構(住宅管理センターを含む)及びURコミュニティ(住まいセンターを含む)発注の外壁修繕工事(塗装を含む外壁全面修繕工事)の元請けとしての施工実績を有する者であること。 工事の元請けとして完成した、次の①、②のいずれかの条件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ①<同種工事>平成27年度以降に完成した工事対象住戸数30戸以上かつ地上2階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅における外壁修繕工事(※1)のうち、工事の請負金額が1件50,000千円以上(外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件50,000千円以上であること。))の実績を1件以上。 ②<類似工事>令和4年度以降に完成した工事対象住戸数30戸以上かつ地上2階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅における外壁修繕工事(※1)のうち、工事の請負金額が1件25,000千円以上(外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件25,000千円以上であること。))の実績を3件以上。 ※1 外壁修繕工事とは、住棟全体に係る、バルコニー、廊下、階段室、庇、玄関ドア、PS建具等を含む共用部の壁、天井、床面に係る躯体等劣化部の補修、仕上げの改修、塗装、防水(屋根防水を除く)を行う工事。		
◆参加資格要件	技術者要件	下記、要件を実績として有すること		※平成27年4月1日以降の元請けとしての実績
	要件	次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施工令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。 ①一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定したものであること。 ②平成27年度から揭示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として、上記会社要件に掲げる同種工事の経験を有する者であること。ただし、以下a及びbを満たすこと。 a.工事の着工(現場施工に着手する日)時点で上記①の資格を有していること。 b.建築物の着工から完成までの全ての期間に従事していること。 ③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 ④申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。 ⑤専任特例1号及び営業所技術者等又は専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書第一号(専任特例1号)及び建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の五(営業所技術者等)の規定又は建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書第二号(専任特例2号)の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。		

◆工事施工箇所図

団地名(所在地): 百草
(東京都多摩市和田1261)

管理開始: 管理戸数2028戸

工事概要: 13号棟～21号棟 計9棟 318戸
外壁修繕その他工事



©GeoTechnologies Inc. 「PL21001」

【参考】 ○令和7年7月15日(2回目の公表)時点での公表内容

番号	工 事 名 称	種別	工事場所	工事期間	入札・契約の方法	入札・契約の時期	工事概要
9	R07百草13号棟他8棟外壁修繕その他工事	保全建築	東京都日野市	約9か月	詳細条件審査型 一般競争	第3四半期	外壁修繕その他工事 百草 13～21号棟 9棟 5階建 (318戸)